

知事における個人情報の保護に関する法律施行細則の一部改正について

(1) 概要

本改正は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令第507号）が改正されることに伴い、知事における個人情報の保護に関する法律施行細則（以下「細則」という。）に定める様式の一部を改正するものである。

(2) 改正内容

ア 知事における個人情報の保護に関する法律施行細則について

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、保有個人情報の開示、訂正、利用停止の請求をする場合は、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第22条に規定する本人確認書類（運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等）を提示又は提出することとされている。

本県においては、当該請求における請求書の様式を、知事等の県の機関ごとに規則等に定めている。知事においては、「知事における個人情報の保護に関する法律施行細則」（以下「細則」という。）に定め、政令に定める本人確認書類の内容を記載している。

イ マイナンバーカードと健康保険証の一体化

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び健康保険法等の一部改正（令和5年法律第48号）により、令和6年12月2日以降は従来の健康保険証が廃止され、「マイナ保険証」を基本とする体制へ移行することとなった。

このことに伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年8月14日政令第260号）により、政令第22条に規定する本人確認書類から健康保険の被保険者証（健康保険証）が削除された。

ウ 細則の改正（詳細は別添新旧対照表参照）

イの政令改正に伴い、次のとおり、細則に定める様式の一部を改正する。

- (ア) 保有個人情報開示請求書（第1号様式）、保有個人情報訂正請求書（第12号様式）及び保有個人情報利用停止請求書（第18号様式）における「本人（代理人本人）であることを確認することができる書類」欄から、「健康保険の被保険者証」を削除する。
- (イ) 上記請求書裏面の備考から、本人確認書類として健康保険の被保険者証の写しを提出する場合の注意事項を削除する。

※ 知事以外の機関の規則等についても、各機関ごとに対応する。

(3) 施行期日

令和6年12月2日

(4) 経過措置

改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。